新潟市政だより

発行所　新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ3
電話代表(3)2111番
新潟市長
発行人　村田三郎
新潟市湊町通二ノ丁2609
編集人　佐野武一
新潟市沼垂1962
印刷所　文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話(2)8128番
毎月一回5日発行
定価　一部3円

公営住宅入居申込受付

2月10日—2月29日

県、市営住宅　一三三戸
災害住宅　一四〇戸
建設地は山ノ下、石山、松浜に

本市では市営、県営合せて一三三戸の住宅の外昨年十月一日の大火による罹災者のみに対し、特に災害住宅一四〇戸の割当を受けましたので、ただ今山ノ下、石山、松浜の三地域にそれぞれ住宅の建設を進めております。

この住宅入居の申込については、来る二月十日から二月末日迄に市役所民生課（公会堂裏庁舎）で、申込用紙の交付並びに受付を行いますから、次の事項をご覧下され該当者はお申込下さい。

一、申込人の資格

(イ)　一般市営及び県営住宅の場合
本市の住民及び市内に勤務先を有する者で、現に同居しようとする親族を有し、毎月の基準収入より扶養親族一人当り一千円を控除した額が、その住宅の家賃の六倍以上十五倍迄とし、現に住宅に困窮していることが明らかなものであって(ロ)に該当しない者

(ロ)　災害住宅の場合
昨年十月一日の罹災者で、その証明書を有し(イ)の条件を具備する者

二、住宅の場所その他

住宅の場所、戸数、構造、家賃等は次のとおりであります。

場所	戸数	構造	畳数	家賃（月額予定）	区分
中山	二〇	木造	一戸建 六・六	二、一〇〇円	市営一般
桃山町	一二	簡易耐火	六戸建 六・六	二、六〇〇円	〃
藤見町	二四	〃	二階六戸建 六・六・三	三、一〇〇円	〃
桃山町	四〇	〃	八戸建 六	一、五〇〇円	〃
長者町	四	簡易木造	二戸建 六	〃	〃
桃山町	九	〃	〃	〃	〃
藤見町	二四	耐火	四階二四戸建 四半・四半	二、二〇〇円	県営一般
松浜町	二〇	木造	二戸建 六・四半	一、八〇〇円	市営災害
中山	五〇	〃	〃	〃	〃
平和町	七〇	〃	〃	〃	県営災害

備考　一、申込書は必ず受付期間中に提出して下さい。
二、今回の申込受付により今迄皆さん方より提出のありました申込書並びに住宅入居に関する書類は一切無効といたしますからご了承下さい。

ご存じでしょうか
住宅融資保険

住宅融資保険の制度ができて、金融機関から住宅建設資金が借りやすくなりましたことを皆さんはご存じでしょうか。

この住宅融資保険というのは、金融機関が住宅建設資金の貸付をした場合に、住宅金融公庫がその貸付を保険することによって住宅建設資金を貸し出しやすくするためにこのほどあらたにできた制度です。

この制度を利用して保険つきの貸付を受けることのできる住宅は、居住部分が四十坪以下でなければなりませんが、専用住宅に限らず店舗つきの住宅でも事務所つきの住宅でもよく、自分が住む住宅はもちろん、貸家や社宅でもよいことになっております。また住宅を建てるために土地を買うような場合も利用できます。

貸付の金額や返済方法、利息などはすべて金融機関と話合いの上できめられることになっております。

皆さん方の中で金融機関から住宅建設資金の貸付を受けたい方は住宅金融公庫と保険契約を結んでいる金融機関へご相談に行って下さい。

なお金融機関の名前や借入の要領などについては市役所民生課にお問い合せ下さい。

可愛いい
お子様の入学
入学通知書は届きましたでしょうか

今年も又可愛いいお子様達の入学する時期が近づきました。

市の教育委員会では今年度新らしく入学する児童のある家庭に入学通知書を発送いたしましたが、お手許に届いたでしょうか。

今年度の入学適令児童は昭和二十四年四月二日より昭和二十五年四月一日迄に生れた人で、この間に生れたお子様は全部小学校の一年生として就学しなければなりません。

もしも皆さんのご家庭で盲又はろう者で普通の小学校に[illegible]学することが困難なお[illegible]はございませんか。

現在、[illegible]ろう者とも普通の[illegible]と同様にそれぞれ特[illegible]で教育を受けら[illegible]になっておりま[illegible]このようなお子様[illegible]必ず就学させなけ[illegible]ません。もしも[illegible]の届かない場[illegible]又はろう者でお[illegible]お子様をお持ちの[illegible]市の教育委員会[illegible]教育課又は市役所[illegible]出張所にお申出[illegible]

◎市税納入について　お願い

今月の納税	固定資産税	第四期	納期限　2月29日

上記のとおり納期日迄に必ず納入下さるようお願いいたします。
なお未納の市税等がありましたら、すすんで納入下さいますよう特にお願いいたします。

更生資金などの貸付のお知らせ
希望者はお申込下さい

現在市の民生課で取扱っております民生関係の金融は、更生資金、中共地域引揚者更生資金、母子福祉資金、遺族国庫債券担保貸付、遺族国庫債券買上償還、身体障害者更生医療資金等がありますが、これ等資金の借入れを希望される方は次のことをよくご覧下され、該当される場合はいつでもお申込下さい。詳しいことは市役所民生課にお問い合せ下さい。

一、更生資金（国民金融公庫より貸付けられるもの）

1　貸付対象
これから立上らうとする人（新規開業又は事業の継続）で適当な事業計画を持っているが必要な資金のない人で成業の見込があり、返済が確実と考えられる人に貸付けられます。従ってこの条件に該当すれば、たとえ生活保護を受けていても対象となります。

2　貸付金額
(イ)　個人貸付は一世帯三万円以内。但し特別の場合は五万円まで
(ロ)　連帯貸付は五万円以上九十万円まで

3　据置期間は無く、利息は年六分。貸付期間は三年以内で借受けの翌月から月賦で返済することになります。

二、中共地域引揚者更生資金（国民金融公庫より貸付けられるもの）

1　貸付対象
昭和二十七年四月一日以降に中共地域より引揚げてきて、生業により自立更生をはかりたいが他からの資金が得られず前記更生資金貸付対象の適当な事業計画を持っており、成業の見込みがあり且つ返済が確実と考えられる[illegible]付けられます。

2　[illegible]付金額は一世帯五[illegible]以内で、貸付期間[illegible]年以内。利息は年[illegible]で六カ月据置後月[illegible]で返済することにな[illegible]

三、[illegible]福祉資金（県より貸付けられるもの）

1　[illegible]対象
[illegible]のない女子（死別或いは離婚等）で現に[illegible]未満の児童を[illegible]している人と、父[illegible]児童に貸付けられるもので次の種別[illegible]。

2　[illegible]福祉資金の種別

貸付の種類	金額	説明	据置期間	償還期間
生業資金	五万円以内	事業を始める時に必要な設備費、什器、材料等の購入に必要な資金	貸付の日から一年以内	据置期間経過後四年以内
支度資金	一万五千円以内	就職する時必要な支度をする資金	〃	〃五年以内
技能習得資金	月額千五百円以内	事業を始めたり又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な交通費、授業料、材料費等にあてるための資金	習得期間満了後六カ月を経過するまで	〃十年以内
生活資金	本人につき月額千円以内児童一人につき月額五百円以内	技能習得資金の貸付をうけている期間中[illegible]資金	[illegible]	[illegible]
事業継続資金	[illegible]	[illegible]材料等[illegible]に購入するため[illegible]資金	貸付の日から六カ月間	〃二年以内
修学資金	高校月額七百円以内 大学月額二千円以内	扶養している児童を高校又は大学に就学させるのに使用する資金	卒業後六カ月を経過するまで	〃二十年以内
修業資金	月額千五百円以内	扶養している児童が就職や事業を始めるのに必要な知識、技能を習得させるに必要な資金	習得期間満了後六カ月を経過するまで	〃五年以内

備考　一、利息は年三分（修学資金は無利子）で、据置期間満了後に年賦、半年賦又は月賦で返済することになります。

四、遺族国庫債券担保貸付（国民金融公庫より貸付けられるもの）

1　貸付対象
遺族国庫債券の記名者で生活保護を受けているか又は最低限度の生活を維持することができないおそれのある人のうち、事業資金を必要とする人に対して遺族国庫債券を担保として貸付けられます。

2　貸付金額は、債券の元金残高の九掛以内で貸付期間は三年以内。利息は年六分で六カ月据置後月賦で返済することになります。

五、遺族国庫債券買上償還（国が買上げるもの）

1　買上対象
遺族国庫債券の記名者で生活保護を受けているか遺族年金、公務扶助料の受給により生活保護が廃止されたが、現に生活に困窮している人又は著しく生活困窮し放置すれば生活保護を要するおそれのある人が対象となります。

2　買上価額は債券の元金残高です。

六、身体障害者更生医療資金（県社会福祉協議会より貸付けられるもの）

1　貸付対象
身体障害者手帳の交付を受けており更生医療を必要とするが、医療費支出の困難な人に貸付けられます。

2　貸付金額は三万円以内で無利息。貸付年度内は据置で据置期間後三年以内に年賦又は月賦で返済することになります。

厳重になる
保育園の入所

このたび厚生省から本年度より保育園の入所について、その収容定員を厳重に守るよう、もし正当な理由がなくて収容定員を無視するような保育園が発見された場合にはその認可を取消す場合があるとのつよい指示がありました。

市といたしましては、保育所施設の拡充をやり、できるだけ多くの児童を収容したいのでありますが、現情では急激にこれが施設の拡充は困難でありますので、逐次増加して皆さんのご希望にそいたいと考えております。

そこでこのたびの国の指示もあり、市では本年度から左記条件により家庭保育に欠ける児童のみの入所を許可する方針でありますからこの事情をお察し下され特段のご協力をお願いいたします。

なお来る三月中には相当数の児童が退所いたしますので、この補充として若干名入所できる見込ですから、家庭保育に欠ける方は最寄の保育園にお問い合せ下さい。

（但し昨年十月の大火に罹災した私立真行保育園並びに私立旭保育園は今回の入所申込は受付ません）

一、家庭保育に欠ける条件

1　生活保護家庭又は要保護家庭の児童
2　親が特殊の技術なく日雇、雑役等不定の職業にある人の児童
3　両親（収入の少ない者）の就労で他に保育する者のない児童
4　片親が病気（結核等）で片方の親が就労し他に保育する者のない児童
5　両親が病気（結核等）で他に保育する者のない児童
6　風紀が悪く或いは交通頻繁で危険があり、その他特に環境の悪いところに住んでおり、放置しておくことのできない児童
7　その他右の理由に類する児童

二、入所をご遠慮願わなければならない児童

1　幼稚園的な考えで入所を希望する者
2　経済的ゆとりのある者
3　家族の誰かが児童を見れる者
4　その他家庭保育に欠けない者

市議会の活動

市議会では海岸決壊対策、刑務所移転、市庁舎建設等の各種重要問題ととりくみ、[illegible]に対する陳情、調査を活発につづけておりますが、一月五日以後の主なる活動状況は次のとおりであります。

一月五日
午後　陳情報告についての海岸決壊対策特別委員会

一月六日
午後　運輸省予算総枠三割方削減に対する今後の方針樹立についての海岸決壊対策特別委員会

[illegible]及び港湾交通特別委員会との[illegible]
[illegible]いての新潟市庁舎建設特別委員会

一月十二日
午後　煙草乾燥工場についての商工委員会

一月十三日
午後　刑務所移転問題についての総務治安委員会及び文教委員会との合同委員会
午後　附託請願、陳情審議についての総務治安委員会及び文教委員会

一月十四日
午前　港湾予算三割減額その後の状況についての港湾交通特別委員会

一月十六日
午前　陳情経過報告についての海岸決壊対策特別委員会
一般財源についての財政委員会
農林水産部門についての農林水産委員会
午後　保育専門学院及び港湾労務者福[illegible]施設についての[illegible]生委員会

一月十七日
午前　市庁舎建設についての新潟市庁舎建設特別委員会
下水道補助及び防火建築帯補助についての建設委員会
午後　附託請願、陳情審議についての保険衛生委員会

一月二十一日
午前　一般財源についての財政委員会
午後　河口分流についての港湾交通特別委員会

一月二十三日
午前　狐尾、大谷内部落合併問題及び刑務所移転問題についての総務治安委員会
午後　市内加工工場視察のための農林水産委員会